

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律</p> <p><b>（地方交付税の総額の特例）</b></p> <p><b>第一条</b> 平成二十三年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第四条の規定により算定した額に千二百億円並びに東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体（地方交付税法第二条第二号に規定する地方団体をいう。第五条第一項において同じ。）に対して交付する特別交付税（次条及び第五条第一項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための一兆六千六百三十五億二千五百十二万六千円（第三条及び第四条において「震災復興特別交付税額」という。）を加算する。</p> <p><b>（交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例）</b></p>	<p>平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律</p> <p><b>（地方交付税の総額の特例）</b></p> <p><b>第一条</b> 平成二十三年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第四条の規定により算定した額に千二百億円</p> <p>を加算する。</p> <p><b>（交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例）</b></p>

**第二条** 平成二十三年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金額は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第九条の規定により算定した額に千二百億円及び震災復興特別交付税に充てるための一兆六千六百三十五億二千五百十二万六千円を加算した額とする。

（普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

**第三条** 平成二十三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額（地方交付税法附則第四条及びこの法律の規定に基づき交付すべき地方交付税の総額をいう。以下この条において同じ。）から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この条において「返還金等の額」という。）、千二百億円及び震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額、千二百億円及び震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額、千二百億円及び震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税額の一部の平成二十四年度における交付等）

**第四条** 平成二十三年度分として交付すべき地方交付税のうち震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十三年度内に交付しないで、地方交付税法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十四

**第二条** 平成二十三年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金額は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第九条の規定により算定した額に千二百億円を  
加算した額とする。

（普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

**第三条** 平成二十三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額（地方交付税法附則第四条及びこの法律の規定に基づき交付すべき地方交付税の総額をいう。以下この条において同じ。）から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この条において「返還金等の額」という。）と千二百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と千二百億円との合算額を  
控除した額に返還金等の額と千二百億円との合算額を加算した額とする。

年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができ  
る。

2 前項の規定により震災復興特別交付税額の一部を平成二十四年度分の地  
方交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付  
すべき普通交付税の総額は、同項の規定により震災復興特別交付税額の一  
部を加算する前の地方交付税の総額から地方交付税法第二十条の三第二  
項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この  
項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に  
相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の  
規定により震災復興特別交付税額の一部を加算する前の地方交付税の総額  
から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と  
同項の規定により加算された震災復興特別交付税額の一部との合算額を加  
算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の  
特例）

第五条 平成二十三年度及び平成二十四年度において、各地方団体に交付す  
べき震災復興特別交付税の額の決定については、地方交付税法第十五条第  
二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業そ  
の他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を  
勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに  
決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における地方交付税法第十五条、第十六条、第十八条から第  
二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、同法第

第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十三年度にあつては同年度の特別交付税の総額から同条に規定する震災復興特別交付税額を、平成二十四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から同法第四条第二項に規定する加算された震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第五条第一項」と、同法第二十条第一項中「前二条並びに東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第五条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第五条第一項」と、同法第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第五条第一項」とする。

改正案	現行
<p>（交付税の額に関する審査の申立て）</p> <p><b>第十八条</b> 地方団体は、第十条第四項又は第十五条第四項の規定により交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付税の額の算定の基礎については、不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、総務大臣に対し審査を申し立てることができる。この場合において、市町村にあつては、当該審査の申立ては、都道府県知事を経由してしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（交付税の額の減額等の意見の聴取）</p> <p><b>第二十条</b> 総務大臣は、第十条第三項及び第四項、第十五条第二項から第四項まで並びに前二条に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について意見の聴取をすることができる。</p> <p>2 総務大臣は、第十条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第八項の規定による決定又は処分について関係地方団体が十分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>附 則</p>	<p>（交付税の額に関する審査の申立て）</p> <p><b>第十八条</b> 地方団体は、第十条第四項又は第十五条第三項の規定により交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付税の額の算定の基礎については、不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、総務大臣に対し審査を申し立てることができる。この場合において、市町村にあつては、当該審査の申立ては、都道府県知事を経由してしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（交付税の額の減額等の意見の聴取）</p> <p><b>第二十条</b> 総務大臣は、第十条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項並びに前二条に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について意見の聴取をすることができる。</p> <p>2 総務大臣は、第十条第三項、第十五条第二項、第十八条第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第八項の規定による決定又は処分について関係地方団体が十分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 及び 4 略</p> <p>附 則</p>

(平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の交付税に係る基準  
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 略

(東日本大震災全国緊急防災施策に係る地方債の元利償還に要する経費の  
基準財政需要額への算入)

第六条の四 地方団体が東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した  
東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をい  
う。)からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成  
二十三年法律第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年  
度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、か  
つ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるために平成二  
十三年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要  
する経費は、平成二十四年度以降において、この法律の定めるところによ  
り、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準  
財政需要額に算入するものとする。

第七条 略

(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)

(平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の交付税に係る基準  
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 略

(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)

第七条 略

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部改正（第三条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>第九條 削除</p>	<p>第九條 地方公共団体は、平成二十三年度において、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。次条において「地方税法改正法」という。）<u>、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。同条において「地方税法等改正法」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。同条において「震災特例法」という。）の施行による個人の道府県民税又は市町村民税、個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、土地及び家屋に対して課する固定資産税、都市計画税並びに軽自動車税並びに自動車取得税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。次条において同じ。）に係る同年度の減収額を埋めるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。</u></p> <p>2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもって引き</p>

受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

4 第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第十条 平成二十三年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「地方税法改正法」という。)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法

律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。)の施行

による個人の道府県民税に係る平成二十三年度の減収見込額として総

務省令で定めるところにより算定した額

ロ 震災特例法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成

二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定し

た額

受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

4 第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第十条 平成二十三年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法改正法

及び震災特例法

の施行

による個人の道府県民税に係る平成二十三年度の減収見込額として総

務省令で定めるところにより算定した額

ロ 震災特例法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成

二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定し

た額

<p>ハ 地方税法改正法、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行による不動産取得税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>ニ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>ホ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>二 イからニまでに掲げる額の合算額</p> <p>イ 地方税法改正法及び震災特例法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>ロ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による土地及び家屋に対して課する固定資産税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>ハ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p>
--

<p>ハ 地方税法改正法及び地方税法等改正法</p> <p>の施行による不動産取得税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>ニ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>ホ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>二 イからニまでに掲げる額の合算額</p> <p>イ 地方税法改正法及び震災特例法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>ロ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による土地及び家屋に対して課する固定資産税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p> <p>ハ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十三年年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額</p>
--

ニ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百三十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。）に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 地方税法改正法及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金  
に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額